

四日市市上下水道局告示第 33 号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図書は、四日市市上下水道局管理部生活排水課に備え置いて縦覧に供する。

令和 3年6月15日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和3年6月30日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する施設の位置

四日市市上下水道局管理部生活排水課に備え置く図面のとおり

3 分流式にて、公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

(1) 三重郡川越町大字亀崎新田80番地2、北勢沿岸流域下水道北部浄化センターを終末処理場とする区域

垂坂町、大字羽津、千代田町、平津町、山分町、広永町、
山城町、生桑町、尾平町、西坂部町 の各一部

(2) 四日市市寿町2番8号、日永浄化センターを終末処理場とする区域

石塚町、大井手三丁目、川島町、川島新町、桜町、
ときわ四丁目、ときわ五丁目、日永西五丁目、小古曾三丁目
の各一部

(3) 四日市市楠町北五味塚1085番地18、北勢沿岸流域下水道南部浄化センターを終末処理場とする区域

楠町北五味塚 の一部

4 縦覧期間

令和3年6月16日から令和3年6月30日まで

(上下水道局 管理部 生活排水課)